

意見書案第 33 号

学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 八 田 憲 児
竹 内 照 夫
草 川 肇
佐 藤 弘
森 川 えりな

学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書

平成 17 年に食育基本法が制定されたことを踏まえた平成 20 年の学校給食法の改正により、同法の目的に学校における食育の推進が規定され、教科学習とともに学校教育の大きな柱となり、地場産物の活用を通じて地域の農業、畜産業、水産業等の産業振興にも寄与しているところである。

近年、学校給食の意義に鑑み、学校給食費の無償化や保護者負担の軽減に取り組む自治体が増加しているが、学校給食について自治体間格差が生じることは本来あってはならないことであり、国の関与が必要不可欠である。

さらに、世界情勢を背景とした国際的な資源価格や物価高騰による原材料費の上昇が見られる中、保護者の経済的負担を抑制するための自治体の負担増に加え、安定した学校給食の実施のため、食材費はもとより人件費や物流費、光熱水費等の上昇により給食食材の納入業者にも大きな影響が出ており、給食自体の質の低下につながりかねない状況を危惧するところである。

よって、これからを担う子ども達の食育に差が生じることなく、安定した学校給食を提供していく観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 学校給食費の無償化を含めた国の方向性を速やかに示すこと。
- 2 近年の物価高騰対策として賄い材料費上昇分に対して継続した財政的支援及び給食食材納入業者への支援を行うこと。
- 3 食育の観点から栄養教諭の配置基準の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長

あて